

はじめに

本市は、平成8年に「下関市都市景観条例」を制定し、大規模な建築物の建築等に対する届出やまちづくり活動の支援制度を整備していましたが、平成16年に「良好な景観の形成の促進」を国の重要課題と位置づけた景観法が制定されたため、同法に基づき、平成22年8月に、本市の良好な景観の形成に関する計画である「下関市景観計画」を策定し、併せてこれまでの条例を「下関市景観条例」に改正しました。

届出制度

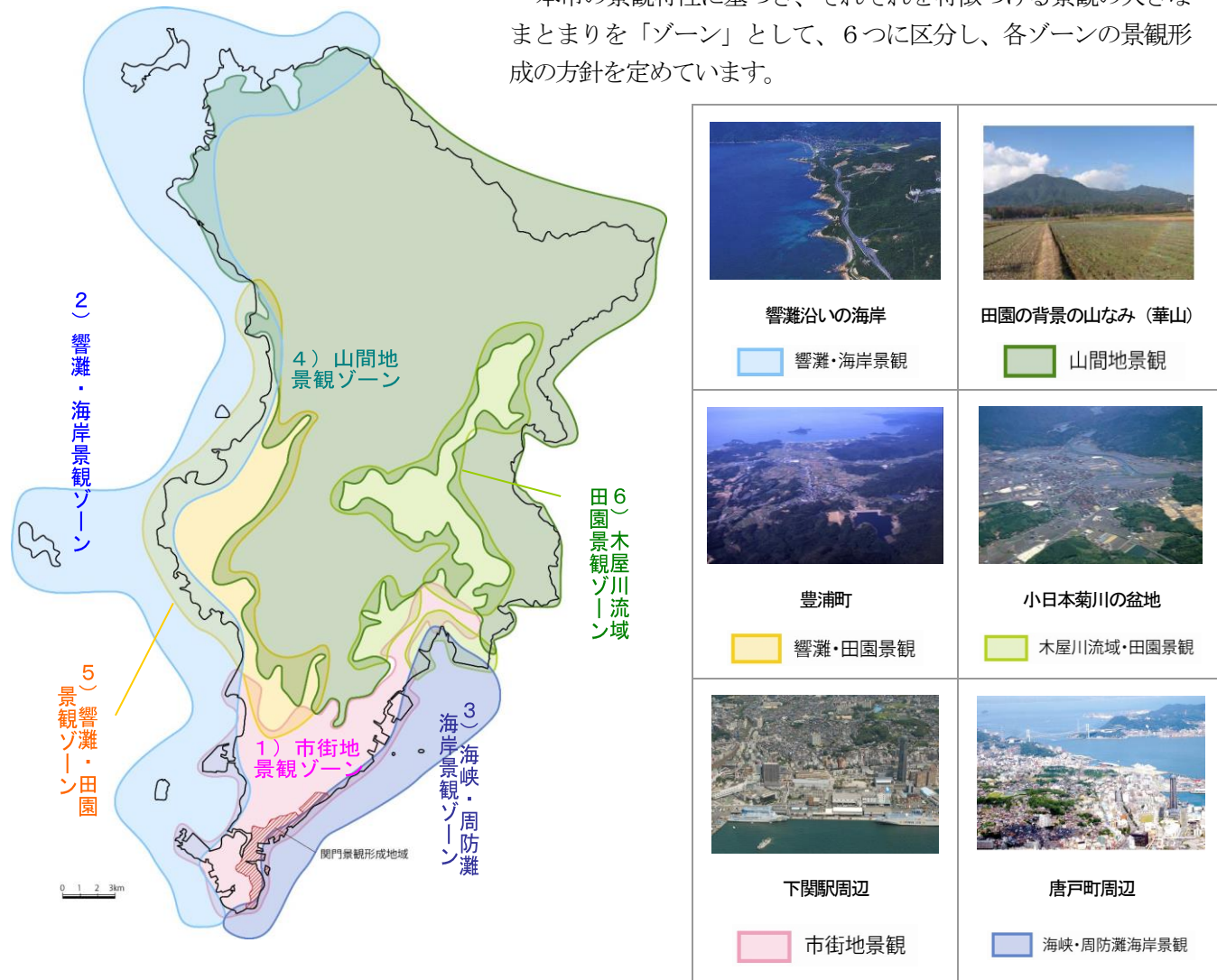
「下関市景観計画」では、景観計画の区域を本市全域とし、景観法第16条の規定により、一定規模以上の建築・建設等の行為について、着手前に届出をいただくこととしました。

届出の内容が、「下関市景観計画」に定められた、良好な景観の形成のための制限に関する事項に適合しない場合は、設計の変更その他必要な措置を勧告できるようになりました。

届出対象地域

届出対象地域は、市域全域とします。

本市の景観特性に基づき、それぞれを特徴づける景観の大きなまとまりを「ゾーン」として、6つに区分し、各ゾーンの景観形成の方針を定めています。



ゾーン別の景観形成の方針

- 1) 市街地景観ゾーン**

海峡都市として発展してきた歴史をふまえ、海辺の眺望や山並みとの調和に配慮しつつ、風格とにぎわいのある市街地景観の形成を図ります。また、丘陵地や斜面地に広がる市街地では、海辺や市街地からの見え方に留意しつつ、背景となる山並みの緑を活かし、緑と調和したうおいある斜面地の景観形成を図ります。さらに、本市の景観の骨格となる主要な幹線道路の沿道では、周辺地域の景観を阻害することのないように配慮しつつ、周辺と調和した魅力ある沿道景観の形成を図ります。
- 2) 響灘・海岸景観ゾーン**

風光明媚な海岸線と広がりのある美しい響灘、そこに浮かぶ島々からなる海辺の自然景観の保全を図るとともに、貴重な自然環境と調和した景観形成を図ります。
- 3) 海峡・周防灘海岸景観ゾーン**

風光明媚な海岸線とダイナミックな関門海峡から穏やかな周防灘の海、そこに浮かぶ島々からなる自然景観の保全を図るとともに、貴重な自然環境と調和した景観形成を図ります。
- 4) 山間地景観ゾーン**

本市の大部分を占める山間地では、大半が森林に囲まれ、豊かな自然環境の中多くの生物の生息環境となっています。その山間を縫って流れる河川沿いには集落と田畑が点在し、豊浦町大河内地区や豊田町奥野地区等では山とともに生きる営みとして美しい棚田も見られます。これらの山々の緑ま、ふもとの市街地や田園地域からの背景となる景観要素でもあり、緑豊かな山間の自然景観の保全を図るとともに、美しい自然景観を阻害せず、周囲と調和した景観形成を図ります。また、風光明媚な景観を楽しめる国道191号や県道島戸港線沿道では、美しい自然海岸や海への眺めと調和した魅力ある沿道景観の形成を図ります。
- 5) 響灘・田園景観ゾーン**

眼前には美しい響灘、背後には鬼ヶ城山から浄天山へかけた山並みの緑に包まれた豊かな自然環境と調和した田園と集落からなるうおいある景観形成を図ります。また、風光明媚な景観を楽しめる国道191号は、「西長門ブルーライン」として市内外の多くの人に親しまれる通りであり、美しい自然海岸や海への眺めと調和した魅力ある沿道景観の形成を図ります。
- 6) 木屋川流域・田園景観ゾーン**

緑豊かな山々に囲まれたふもとに広がる盆地では、豊かな水を湛える木屋川が流れ、まとまりと広がりのある田園景観が形成されています。山間に広がる美しい田園景観の保全をはかるとともに、長門地域への主要な観光ルートである国道491号や県道下関長門線の沿道では、周辺地域の景観を阻害することのないよう配慮しつつ、周囲の自然と調和した落ち着きのある沿道景観の形成を図ります。また、木屋川河口部には本市の骨格となる主要な幹線道路である国道2号が通っており、河口から周防灘にかけた田園と海辺を背景とした周辺の景観を阻害することのないように配慮しつつ、周囲と調和した魅力ある沿道景観の形成を図ります。

景観形成基準

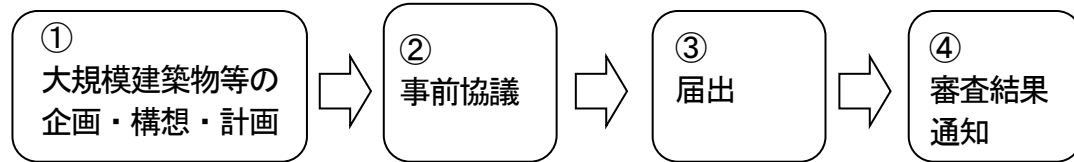
項目	景観形成基準	
共通	<input type="checkbox"/> 良好な景観の形成にかかる各ゾーン別の方針にそった景観形成に配慮したものとす。	
建築物 工作物	配置	<input type="checkbox"/> 前面道路や隣接地の状況を十分に認識し、建築物等の適切な配置に努める。
	高さ	<input type="checkbox"/> 地域の建築物等の高さや輪郭に配慮し、景観の連続性を損なわないように努める。
	意匠	<input type="checkbox"/> 通りの魅力を高め、表情豊かな外観を創り出すと共に、地域のまとまりや個性に配慮したデザインに努める。 <input type="checkbox"/> 外壁等の素材や色彩は、地域の景観特性に与える影響を認識し、周辺の環境と調和するように努める。
	外構	<input type="checkbox"/> 駐車場を建物と一体の施設として捉え、形態や配置を工夫する。 <input type="checkbox"/> さく・塀・門・舗装等においては、周辺の景観に調和するよう形態・素材・高さ・色彩等に配慮する。
	敷地内 緑化	<input type="checkbox"/> 既存樹木の保全に努めると共に、敷地内の緑化に努める。
土地の形質の 変更	その他	<input type="checkbox"/> 看板やサイン等の広告物を設置する際には、周辺の景観と調和するよう規模、材質、デザインや色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物等に付帯する設備は、建物と一体の施設として捉え、形態や配置を工夫する。 <input type="checkbox"/> 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明では、地域の景観特性に応じて景観形成を工夫するとともに、周辺への影響に配慮する。
		<input type="checkbox"/> 既存の地形や自然環境に十分配慮し、景観上支障となる長大なり面や高い擁壁が生じないよう努める。 <input type="checkbox"/> のり面が生じる場合には、周辺の植生と調和した緑化や修景に努める。

届出対象行為及び規模

届出対象行為	規模
建築物の新築、増築、改築、移転 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更	以下のいずれかに該当するもの ○高さが20mを超えるもの ○延べ床面積が5,000㎡を超えるもの
工作物の新設等	以下のいずれかに該当するもの ○高さが20mを超えるもの ○築造面積が5,000㎡を超えるもの
土地の形質の変更	○当該変更に係る部分の土地の面積の合計が5,000㎡を超えるもの

※ 関門景観形成地域では、関門景観条例に基づく届出様式が別途必要となります。
屋外広告物は「下関市屋外広告物条例」に基づき許可申請を行うこととなります。

届出の流れ



※ 着手の30日前までに届出を行ってください。

(届出受理から30日間は行為に着手することができません(景観法第18条第1項))
周辺景観に大きな影響を与える恐れのあるものは、下関市景観審議会等の専門家による審査が必要となる場合があります。

届出書類

景観計画区域内行為(変更)届出書に次に掲げる図書を添えて2部届出をお願いします。
(様式は市ホームページからダウンロードできます。 <http://www.city.shimonoseki.yamaguchi.jp>)

種類	縮尺	備考
付近見取図	1/2, 500 以上	
現況写真		敷地・周辺
配置図	1/500 以上	
立面図(断面図)	1/50 以上	彩色済、2面以上
平面図	1/50 以上	
完成予想図又はパース		
外構計画図・広告物図面		
色見本		基調色・屋根面等

問い合わせ先

下関市都市整備部都市計画課 景観係 〒750-8521 下関市南部町1番1号
TEL:(083)231-1225 FAX:(083)231-4799 Eメール:keikan@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

平成25年4月発行

景観法に基づく

景観計画区域内行為届出制度

～ 一定規模以上の建築等の行為を行う場合は、着手前に届出が必要となります ～



平成23年4月1日 施行

下関市